

## 近畿学童共済会災害補償に関する内規

近畿学童共済会規約第 14 条に基づき災害補償に関する内規を次のように定める。

### （損害補償の範囲）

第1条 近畿学童共済会規約第 2 章・第 3 章に基づき『あおぞら号』近畿地区運営協議会で編成する輸送計画表に従って旅行を行なう学童及び付添職員に対し、次の場合における損害の補償を行うものとする。但し、一部については役員会において検討する。

1. 旅行輸送関係（電車・バス・線路・道路等）が災害を受け、学童及び付添教職員の全員或は一部が止むを得ず宿泊、休憩、食事を余儀なくされた場合。
2. 宿泊地、見学地等に於ける伝染病、中毒又は事故による負傷のため学童及び付添教職員の全員或は一部が止むを得ず宿泊、休憩、食事を余儀なくされた場合。

### （補償額の基準）

第2条 前条の規定により補償する額の基準は次のとおりとする。

1. 宿泊費の支給額は学童及び付添教員 1 日の宿泊費（3 食）を基準とする。
2. 休憩費の支給額は宿泊地における休憩費を基準とする。  
なお、休憩費にはその時の事情により食事費を含むことができる。
3. 交通費は当該学校が災害や事故のため旅行日程コース以外に要した交通費用である。

### （会費の徴集委任）

第3条 会費の徴収事務は旅行を斡旋する業者に委任する。但し当該学校が直接納金することもできる。

### （損害補償の申請）

第4条 損害補償の必要が生じた場合には当該校長は別紙様式により、直ちに近畿学童共済会会長宛に申請する。

### （損害補償額の決定と通知）

第5条 前条による損害補償の申請があった時は、会長は直ちに役員会を開催し補償額及び支給方法を決定してすみやかに申請者へ通知する。

### （緊急時の処置）

第6条 緊急止むを得ざる場合における災害補償支払いについては、第 2 条の基準により会長は適宜の処置をとることができる。但し、この場合は役員会において事後承認を受けるものとする。

### （内規の変更）

第7条 この内規は運営委員会の議決を経て変更することができる。

### （内規の実施）

第8条 この内規は昭和 38 年 4 月 1 日より実施する。

# 近畿学童共済会規約

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は近畿学童共済会と称する。  
第 2 条 この会の事務所は財団法人全国修学旅行研究協会大阪事務局に置く。

## 第 2 章 目的及事業

- 第 3 条 この会は「あおぞら号」近畿地区運営協議会で編成する輸送計画に従って旅行する学童及び付添教職員が不慮の災害にあい、やむを得ず全員が宿泊を延長したり、又これに類する措置を講ずる事により蒙る損害の補償に協力することを目的とする。

## 第 3 章 会員及び会の運営

- 第 4 条 この会の会員は正会員と賛助会員とする。  
正会員はこの旅行する学童の所属校長とする  
賛助会員はこの会の趣旨に賛同し、役員会で承認されたものとする。  
第 5 条 この会の運営は府県毎に正会員を似って組織する校長会で選出された運営委員で行う。  
府県別運営委員の数は  
大阪府 7 名 兵庫県 5 名 奈良県 5 名 とする。  
賛助会員は必要に応じ、運営委員会に参加することができる。

## 第 4 章 役 員

- 第 6 条 この会に次の役員をおく。  
会 長 1 名 常任委員 3 名 会 計 1 名  
監 査 2 名 事務主幹 1 名  
第 7 条 役員は運営委員会で互選する。  
第 8 条 会長は会務を総括しこの会を代表する。常任委員は会長を補佐し、常時執行に当たる。  
又、会長事故ある時及び欠けた時は代行する。  
監査は会計を監査する。  
事務主幹はこの会の事務を処理する。  
会計はこの会の会計を担当する。  
第 9 条 役員任期は 1 ヶ年とする。但し、留任することができる。

## 第 5 章 会 議

- 第 10 条 会議は必要に応じ会長が之を招集する。

## 第 6 章 会 計

- 第 11 条 1.この会に必要な経費は会費及び援助金その他の収入によって充てる。  
会費は参加児童及び付添教職員 1 人 2 円とする。  
2.この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。  
3.この会は役員会の決定により一時借入金をすることができる。  
4.この会は毎会計年度において収支決算をし剰余金が生じた場合は積立金とし、不足の生じた場合は積立金より支出する。  
収支決算書は会員に報告するものとする。

## 第 7 章 規約の変更

- 第 12 条 この規約は運営委員会の議決を経て変更することができる。

## 第 8 章 補 則

- 第 13 条 この規約は昭和 38 年 4 月 1 日より施行する。  
第 14 条 学童被災の補償に関する件は別の内規による。 (平成 7 年 9 月 20 日 一部修正)

# 「あおぞら号」近畿地区運営協議会規約

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は修学旅行専用電車「あおぞら号」近畿地区運営協議会と称する。  
第 2 条 この会は、事務所を大阪市中央区今橋 2 丁目 4 番 10 号 財団法人全国修学旅行研究協会大阪事務局に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

- 第 3 条 この会は近畿地区（1 府 2 県）の近鉄修学旅行専用電車「あおぞら号」の総合的輸送計画の樹立並びに教育的利用についての連絡及び調整等を行うことを目的とする。

## 第 3 章 会 の 構 成

- 第 4 条 この会は近畿地区（1 府 2 県）の小学校長会、全修協及び近鉄より選出する下記委員をもって構成する。

大 阪 府	7 名
兵 庫 県	5 名
奈 良 県	5 名
全 修 協	5 名
近 鉄	5 名

但し、京都、滋賀、和歌山、各県からの要望があり、会長がその必要を認めた場合は、各 1 名のオブザ - バ - を出すことができる。

## 第 4 章 役 員

- 第 5 条 この会に次の役員を置く。

会 長	1 名
常 任 委 員	若干名
事 務 主 幹	2 名

- 第 6 条 会長、常任委員は運営協議会で互選する。

- 第 7 条 会長は会務を総括し、この会を代表する。常任委員は会長を補佐し常時執行に当たる。会長が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。事務主幹はこの会の事務を処理する。

- 第 8 条 この会に特別委員を置くことが出来る。  
特別委員は会議に列し必要な助言を与えるものとする。

- 第 9 条 役員の任期は一年とする。但し、重任することができる。

## 第 5 章 会 議

- 第 10 条 会議は必要に応じ会長がこれを招集する。

## 第 6 章 規 約 の 変 更

- 第 11 条 この規約は運営協議会の議決を経て変更することが出来る。

## 第 7 章 補 則

- 第 12 条 この規約は昭和 37 年 4 月 1 日より施行する。

（平成 7 年 9 月 20 日 一部修正）